



Vol.96

杜若経営法律事務所 弁護士 岸田鑑彦

ハラスメント相談者から受領した資料の取り扱い

今月は、京丹後市事件（京都地裁令和3年5月27日判決）を取り上げます。この事件は幼稚園の教諭だった原告が①園長からパワハラに当たる言動等を受けたこと、②被告がパワハラについて適切な調査を怠ったこと、③パワハラの証拠として被告に提出した原告の日記のコピーを、原告の承諾なく、被告職員によって複製され、市長以外の者に閲覧され、地方公務員災害補償基金京都支部及び園長に交付されるなどしたこと、④被告職員に対し、日記のコピーの返還を求めたが、返還してもらえなかったことにより、うつ病を発症し、又はうつ病が悪化したなどと主張して、安全配慮義務違反による債務不履行又は国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求をした事案です。

紙面の関係で、③に関する判断の一部のみを取り上げます。パワハラ調査の過程で相談者からパワハラの証拠となる資料を受領することがあります。このような資料の取り扱いについて参考になる裁判例です。

1 原告が提出した資料

原告は、父又は母を通じて、園長から受けたパワハラの証拠として、日記の写しを提出しました。

そこで被告は、パワハラの事実調査のため、日記のコピーを複数作成し、関係する職員らに閲覧させました。その一環として、園長に対し、日記のコピーを交付して書き込みをさせましたが、日記を園長に交付したことが問題になりました。

今回の解説では省略しますが、被告は、原告からの公務災害認定請求の進めるに当たり、公務災害補償基金に対し、資料として、日記のコピーを提出しました。この点も目的外使用として問題になりました。

上記のいずれの日記の取扱いについても、被告は、原告から個別の同意は得てはいませんでした。

2 裁判所の判断

(1) 日記を担当の職員に閲覧させたことは違法ではない

裁判所は、日記について、園長のパワハラの実事の有無について、被告における更なる調査に利用されることを想定して提出されたものと認めるのが相当であるとし、パワハラ調査のため、必要性・相当性の認められる範囲内において、日記の内容が市長以外の被告職員に閲覧されることを許容していたと解するのが相当であると判断しました。そのため、原告の個別の承諾を得ていなくても、上記の範囲内にとどまる限り、違法であるとは認められないとしました。同様の理由で日記のコピーを作成したことも違法ではないと判断しています。ただし、次のとおり園長に交付したことについては違法と判断しました。

(2) 園長に日記のコピーを交付して書き込みをさせ、これを保管させていたことは違法

裁判所は、日記にはパワハラの実態関係や心情等に関する記載など重大なプライバシーに係る事項が記載されていることから、パワハラに加害者と主張している園長には、日記の内容をそのままの状態では知られたくないと考えるのが通常であると思われることや、事実関係を確認してもらう必要があったとしても、日記のコピーをそのまま渡すのではなく、事実関係のみを抽出して作成した書面を交付するなど、他の方法によっても、園長に事実関係を確認することは十分可能であったと思われると指摘しました。

そして、被告の対応は、原告のプライバシーに係る情報の適切な管理に係る合理的な期待を裏切るもので、必要性・相当性の認められる範囲を超えており、原告が上記行為を許容していたと評価することはできないとし、原告のプライバシーを侵害するものとして、国家賠償法上違法であると判断しました。

3 情報の取り扱いには細心の注意を

裁判例からわかることは、パワハラ調査のために必要な範囲であれば、個別の承諾がなくとも、複製や担当者で情報共有することなどはできるが、目的を逸脱した利用や必要性のない利用については違法の余地があるということです。

この事案で園長にコピーを交付せず、口頭で事実関係を確認する方法や、事実関係に争いのある部分について記憶喚起も含めてその場で日記の該当箇所のみを確認してもらうという方法であれば、必要な範囲の利用として許容されていた可能性もあると考えます。園長に日記そのものを交付して園長が保管していたという点を裁判所は問題にしているように感じます。

なお裁判所は、事実関係のみを抽出した書面を交付するという方法もあり得ると指摘しています。確かにそれができれば良いですが、実際に相談者から提出されるメモや日記などは、事実関係と感情が渾然一体となっていることも多く、厳密に区別して抽出することが難しい場合もあります。

したがって、相談者から資料が提出された場合には、ハラスメント調査の目的のために、必要な第三者や行為者にも閲覧や開示する可能性があることをあらかじめ伝えて同意を得ておくことが望ましいといえます。

以上